

陳情第48号	平成24年9月4日受理
付託委員会	文教安全常任委員会
件名	就学援助の認定時に民生委員の助言をやめることを求める件
陳情要旨	
<p>就学援助助成制度は、憲法第26条の「義務教育は無償」とした理念にのっとり小・中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金（新入学児童生徒学用品費等）、給食費、医療費などを補助する制度です。</p> <p>自治体ごとに決まっている適用基準（八千代市では所得基準は生活保護の1.5倍）内であれば、小・中学生のいる家庭はだれでも申請できます。しかし、民生委員の助言を必要とされているために、制度を利用したい人が利用できない事例が多く見られます。</p> <p>2005年度より、就学援助法施行令から「民生委員の助言を求めることができる」という文言が削除され民生委員の助言が必要なくなりました。近隣市では千葉市、船橋市、習志野市でも、民生委員の助言を求めています。しかし、八千代市では法的根拠を失った今でも、民生委員の助言を求めています。</p> <p>就学援助助成制度の申請をやめた保護者の理由は、「離婚理由を聞かれた」「民生委員が親とお友達で、親に知られた」など認定に関係のない質問などです。また、学校で「民生委員の助言を」と聞かされ、申請をためらう保護者もおりました。</p> <p>就学援助法施行令から「民生委員の助言を求める」文言が削除されていることから、八千代市でも民生委員の助言をやめることを直ちに求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 就学援助助成制度の認定時に、民生委員の助言を求めることを直ちにやめてください。</p>	